年会費に関する内規

改訂 2010 年 10 月 29 日

１．一般会員の年会費は 4,000 円とする。
　　但し、役員（理事・監事・幹事）は 10,000 円、評議員は 5,000 円とする。

２．学生会員の年会費は、2,000 円とする。
　　学生会員とは、学部学生および学部卒業後 5 年間までの者とする（会則第 7 条）。

以上